「（仮称）上ノ国風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に係る知事意見

令和７年（2025 年）８月 19 日付け
上ノ国風力開発株式会社宛て

本事業は、檜山郡上ノ国町及び厚沢部町の約 3,600ha を事業実施想定区域として、全高最大 180m、ローター直径最大 136m に及ぶ最大 34 基の風力発電機による最大出力 142,800kW の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、クマタカ等の希少鳥類の生息情報があるほか、山地災害危険地区が存在している。また、同区域周辺には住宅等が存在しているほか、同区域及びその周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

１　総括的事項

（１）今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、２の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

（２）本配慮書では、風況や道路整備状況、法令等による規制状況、環境保全上留意が必要な場所等を確認し事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

また、同区域には山地災害危険地区等が含まれていることから、土砂流出の防止にも配慮し、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

（３）事業実施想定区域及びその周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

（４）今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

（５）インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2　個別的事項

（1）騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には住宅等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住宅等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（2）水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域には、水道水源の集水域や農業用水としての利用がある河川の集水域が存在するほか、さけ・ます増殖事業が行われている天野川及び厚沢部川の集水域が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（3）動物

ア　事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりクマタカ等の希少な鳥類の生息のほか、ノスリの渡り、コヤマコウモリ等の希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ　動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（4）植物及び生態系

ア　事業実施想定区域には植生自然度の高いヒノキアスナロ群落（Ⅳ）や保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ　植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ　生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種やその餌資源の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（5）景観

本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体へのヒアリングなどにより選定しているが、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリング等により、他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。